

【山添村地域振興券事業】

使用可能店舗募集要項

□発行の目的

新型コロナウイルス感染症に関連して大きな打撃を受けた村内の経済の活性化及び家計に対する支援策として、地域振興券事業を実施することによって村民の消費を喚起し、村内の景気回復を図ることが目的である。

1. 地域振興券の事業概要

○『山添村地域振興券』

- ・発行者 山添村（山添村商工会へ事業委託）
- ・発行額 総額34,000,000円（概算）
- ・発行内容 総数3,400冊（概算）
※500円券×10枚、1,000円券×5枚を1冊とする
- ・利用期間 令和3年9月15日（水）～令和4年2月28日（月）
- ・販売対象者 令和3年7月1日において本村に住民登録がある者
※令和4年1月31日までに転入した者及び出生した者も対象とする。
- ・使用可能店舗 村内の参加店

2. 地域振興券取扱厳守事項

- ・地域振興券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
※上記以外において地域振興券を売買・流通させることは禁止。
- ・地域振興券と現金の交換は禁止しています。
- ・お釣りは出さないで下さい。不足金は現金等で受け取って下さい。
- ・地域振興券の対象外商品などを独自に定める場合（特売品など）は、予め消費者が認識できるように、陳列棚、チラシ等に使用できない旨明示して下さい。
- ・有効期間を過ぎた地域振興券は受け取らないで下さい。
- ・地域振興券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等より生じた損害に対し、発行者（山添村・山添村商工会）は責任を負いません。

地域振興券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い

○特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

○地域振興券の交換または売買

使用可能店舗登録にあたっての参加資格

山添村内において、事業所、店舗等を有する事業者とする。

但し、次の事業者を除く。

- a 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者
- b 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- c 上記 3. 【地域振興券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- d 山添村の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- e 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び刑法(昭和 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号) 第 3 条の規程による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号) 第 247 条の規程に基づく公訴を提起されている者等
- f 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- g 暴力団(暴力法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
- h 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき
- i 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- j 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3. 使用可能店舗申し込みについて

・申し込み方法

使用可能店舗登録希望者は、この使用可能店舗募集要項に同意の上、使用可能店舗登録申込書及び誓約書(様式第 1 号)及びに必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請してください。

1. 郵送 〒 6 3 0 - 2 3 4 4

山辺郡山添村大字大西 1 5 1 番地 山添村商工会

2. 商工会へ直接持参

・ 申込期間

令和3年8月10日（火） 午後5時まで

・ 登録

申込みのあった事業者については、事務局での審査を経て使用可能店舗として登録します。また、事務局から店頭に提示して頂く使用可能店舗表示ステッカー及びノボリ等を事業所あてに送付します。ただし、登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消します。

※申込期間終了後でも登録はできますが、チラシ等に掲載する「使用可能店舗一覧」には掲載できない場合があります。

4. 使用可能店舗の責務等

使用可能店舗は、次に掲げる事項を遵守又は注意してください。

○使用可能店舗は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が配布するステッカー、ノボリ等を消費者にわかりやすい場所に掲示すること。

○使用される地域振興券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認してください。なお、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された地域振興券と判別できる場合は、地域振興券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨事務局へ報告して下さい。地域振興券の見本については、レジ担当者や地域振興券を取り扱う全ての店員に周知願います。

○使用される地域振興券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に使用可能店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。また、使用済み地域振興券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、確認のため、使用可能店舗控え部分が必要なので、入金確認を完了するまで保管してください。（この控えがない場合は、支払金額の差異があっても異議申し立てができないこととなります。なお、控え片がある場合は、支払後2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご注意ください。）

○地域振興券の交換及び売買を行わないでください。

有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引により得られた地域振興券のみ換金可能となります。

5. 換金について

換金期間 令和3年10月1日（金）～令和4年3月10日（木）

ただし土日祝及び年末年始を除く

・ 受付時間 午前9時～午後5時まで

・ 換金窓口 村内の3郵便局※

※波多野郵便局 山添村大字中之庄122-2

豊原郵便局 山添村大字三ヶ谷642

東山郵便局 山添村大字峰寺105-12

・ 換金方法 換金は基本1ヶ月単位とし、月末までに店舗・事業所に集まった使用済み地

地域振興券は、地域振興券換金請求書に必要事項を記入のうえ、地域振興券を添付し翌月の10日（土・日等の休日の場合は前営業日）までに換金窓口へ提出してください。換金申請受付後の同月20日（土・日等の休日の場合は前営業日）に指定の口座へ振り込みます。

※地域振興券の裏側に事業所名を記入または押印してください。

(様式第1号)

令和3年 月 日

山添村商工会長 殿

住 所
事業所名
代表者氏名

山添村地域振興券使用可能店舗登録申込書

山添村地域振興券使用可能店舗募集要項に同意の上、使用可能店舗として登録を申し込みます。

■使用可能店舗情報

事業所名 (使用可能店舗名として公開します)			
店舗所在地	〒630- 山添村大字		
代表者氏名		電話番号	
担当者氏名		FAX番号	
業 種	1. 卸・小売業 2. 飲食業 3. サービス業 4. 建設業 5. その他()		
主な商品・サービス			

■換金振込先口座

振込先口座	金融機関名	農協・銀行・信用金庫・信用組合					
	支 店 名	支店・支所・出張所					
	預金の種類	普通・当座					
	口座番号						
	フリガナ						
	口座名義人						

■郵便局

店番-口座番号	-
---------	---

※ご記入いただいた個人情報については、本事業以外には使用いたしません。

《裏面につづく》

■必要物品について、必要な物品についてください。

ノボリ用ポール ノボリ固定用台座

※使用可能店舗用のノボリ（旗のみ）・ステッカーは配布させていただきます。

■誓約書

1. 商取引なく地域振興券の換金を行いません。
2. 地域振興券を使用できない商品に対して、地域振興券での支払いを受け付けません。
3. 地域振興券の再販・再流通を行いません。
4. 地域振興券の偽造、悪用、乱用を行いません。
5. 地域振興券を紛失、棄損した場合は、すべて自己責任とします。
6. 地域振興券が使える店舗として参加し、やむを得ない場合でない限り途中辞退しません。
7. 募集要項に記載されている内容を理解し同意します。地域振興券の取り扱い、使用可能店舗の責務については遵守します。
8. 地域振興券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争において、明らかに店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めます。
9. 地域振興券の取扱いについて、改善・要請があった場合は従います。
10. 店舗・所在地・業種の公表（チラシ等に掲載）について同意します。
11. 登録する店舗は、「特定の政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。

私は、以上のことを遵守することを誓約し、山添村地域振興券使用可能店舗として登録します。

令和3年 月 日

氏 名

Ⓜ